

第205回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：平成31年4月24日(水)16:00～16:15

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。電力・ガス取引監視等委員会、第205回です。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

まず最初の議題は、「電気の経過措置料金に関する経産大臣の意見照会に対する回答について」、これは木尾室長からお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　資料3でございます。3/79ページになります。資料3についてご説明をいたします。

「主なポイント」のところでございますけれども、小売の全面自由化に際して「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、現在、低圧需要家向けの小売規制料金については経過措置が講じられている状況になっております。

それで、経過措置については、今年度末（来年の3月末）をもって法律上撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域のみ経過措置料金規制を存続すると、こういう法律上のたてつけになってございます。

こういう状況になっていることを踏まえまして、昨年9月13日付けで経済産業大臣から、この指定及び指定解除における基準及び当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価等についての意見照会があったということでございます。

これを受けまして、電気の経過措置料金に関する専門会合を立ち上げ、これは、6ページにメンバー表をつけてございまして、7ページ目に、その開催経緯をつけてございますけれども、この専門会合において、専門的観点から調査・審議を行ってきたということでございます。

この専門会合で、昨日（4月23日付）でございますけれども、この取りまとめを行ったということでございまして、こちらを14ページ以降につけさせていただいてございます。

この取りまとめを踏まえまして、資料3-1、8ページ～13ページでありますけれども、資料3-1の案のとおり経済産業大臣に対して回答することとしたいということでございます。

簡単に、2ページ目で概要を説明させていただきます。2/79ページであります。

まず、「指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準」については、消費者等の状況、競争者による競争圧力、競争環境の持続性、3つの考慮要素の状況を総合判断した上で、供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合は指定することとなっております。

その上で、「当該基準に照らした各供給分野における競争状況の評価」ということでございますけれども、まず、東京電力及び関西電力の供給区域においては、消費者等の状況については一定の充足が認められるということでございますけれども、競争圧力については、有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、現時点での競争圧力は不十分であり、かつ競争環境の持続性についても、電気調達に係る公平性についての懸念が存在する状況になってございます。

さらに、その他の供給区域においても、消費者等の状況についても、まだ十分とは認められない。競争圧力についても、有力で独立した小売電気事業者が見当たらない。

したがって、現時点での競争圧力は不十分ということでございまして、さらに競争環境の持続性についても、電気の調達に係る公平性についての懸念が存在するということを踏まえまして、「全ての供給区域において、経過措置料金規制を存続させることが適当であると考えられる」ということになってございます。

さらに、「実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項」ということでございますけれども、経過措置料金の撤廃後においても、当面3年間程度、地位濫用行為の有無について、特に積極的に監視をするということが1点目ですね。

2点目では、卸市場の活性化を図るという観点からは、新規参入者の電源調達環境を改善していくために、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止する方策が、より一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策についても引き続き

推進していく必要があるということでございます。

さらに3点目としても、小売市場における競争を活性化する観点から、電気の使用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益であるという考え方に基づいて、例えば価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要があるという内容になってございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して質問、ご意見ございませんでしょうか。

会合に出ておられた圓尾委員は、何かコメントありますか。

○圓尾委員     今、特段改めてはないのですが、一つは、解除の時期の問題ですけれども、この文面にも書いてあるとおり、やはり「消費者保護」という観点で、競争が十分に起きていない。この競争が起きたとしても持続する可能性が低いとかいう状況のもとでは解除すべきでない。逆に十分な競争が起きているという状況にあれば、一方で料金規制によって手を縛るというののもいかなものかということで、つまり競争が起きたと考えれば、これは、速やかに遅滞なく解除しなければいけないということで、我々もタイミングを逸することなく、しっかりモニタリングをしていかなければいけないし、事業者も何かいいたいことがあれば、みずからちゃんと手を上げるような仕組みができているというのは、非常によかったポイントかなと思っています。

それから、そのモニタリングとか検証という中で、特に競争が持続するかどうかというところが非常に大事なポイントだということで、結構深い議論がなされて、この文章にも書いてありますとおり、みなし小売電気事業者と新電力の間で電気調達に係る公平性が非常に大事なのだというところを重点的に議論して、こういう形でまとめられたというのは、とても大事なポイントだったかなと思っています。

以上です。

○八田委員長     ありがとうございました。

解除のための条件が非常に明確になって、そこが現在の時点のことだけではなくて今後の持続性ということが明記されたことが重要だというご指摘だったと思います。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見等：なし)

ないようでしたら、事務局から説明があった案のとおり、経産大臣の意見照会に

対する回答を行ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

異論がございませんでしたので、案のとおり回答することにいたします。

万一テクニカルな言葉の修正のようなことがあれば、私にご一任いただければと思います。

それでは、今後の本件の取り扱いについて、都築さんからお願いいたします。

○都築総務課長　　今、ご審議いただいて議決をいただいた件でございますが、今後、経済産業大臣が供給区域指定という形で行おうとする場合には、法律の規定に基づいて、我々の委員会に再度意見照会がなされることに、手続上なっております。

他方で、今回、全区域ということで、今議決をいただきましたけれども、対象となる供給区域について、本日お諮りしたのから変更がなければ、できれば、効率化の観点から書面での開催で簡単に済ませたいと思っております。もちろん違う意思決定になる場合には、別途、ここで審議をいただくということだと思いますが、変更がない場合には書面でということにさせていただければと思いますので、その点をご判断いただければと思います。

○八田委員長　　それでは、繰り返しますと、今ご説明があったように、本件について、再度経産大臣から意見照会が行われた際に、指定の対象となる供給区域に変更がない場合には書面での開催とさせていただきたいと考えていますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日予定していた議事は以上です。

ほかにありますか。

○都築総務課長　　次回開催の話でございますけれども、スケジュール調整上は、もう既にご予定をいただいているかと思いますが、次回委員会については、追って委員会事務局からご連絡を差し上げることとしたいと思います。

○八田委員長　　それでは、この委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——